産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (記載例)

*令和〇〇年〇〇月〇〇*日

豊田市長 殿

・法人の場合は登記事項証明書どおり に記入してください。

・個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者

∓ 471−8501

住 所 豊田市西町3丁目60番地

豊田市株式会社

氏 名 <u>代表取締役</u> <u>豊田一郎</u> (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0565-34-6710

産業廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の事

業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号 *令和〇〇年〇〇月〇〇*日 第 09010 ••••• 뭉 収集運搬業・処分業の区分 収集運搬業 許可に係る事業の範囲(収集運搬業 にあっては、取り扱う産業廃棄物の ※変更後の事業の範囲を全て記載 種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業 廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は 品目名は、許可申請に当たっての留意 水銀含有ばいじん等が含まれる場合 事項を参照して、記入してください。 は、その旨を含む。)及び積替え又は 保管を行うかどうか、処分業にあっ ては、処分の方法ごとに区分して取 り扱う産業廃棄物の種類(当該産業 廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使 用製品産業廃棄物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場合は、その旨を含 む。)を記載すること。) 変 更 内 容 ※変更する内容を記載 変 更 玾 由 事業拡大のため 設置の場所は、土地の登記事項証明書 変更に係る事業の用に供する施設 どおりに記入してください 積替之保管施設 豊田市渡刈町大明神39番地3 の種類、数量、設置場所、設置年月 全体面積 100㎡ 保管面積20㎡ 保管上限10㎡ 保管高さ1m 廃棄物の種類 汚泥 (水銀含有ばいじんを除く)。 日、処理能力、許可年月日及び許可 上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。 番号(産業廃棄物処理施設の設置の ※事業所の図面等を添付する場合は、「別紙のとおり」と記載 許可を受けている場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設 ※事業所の図面等を添付する場合は、「別紙のとおり」と記載 の処理方式、構造及び設備の概要 ※事 務 処 理

変更許可申請の場合でも当該欄のある様式を用いてください。

許可番号(申請中の場合には、申請年月日) 都道府県・市名 既に処理業の許可(他の都 豊田市 09020000001 道府県のものを含む。)を 02310000001 02320000001 愛知県 02350000001 有している場合はその許 産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬 可番号 (申請中の場合に 名古屋市 業申請中($R \triangle \triangle . \triangle \triangle . \triangle \triangle$) は、申請年月日) 申請者 (個人である場合) 他の種類の許可を含め、有する許可の許 (ふりがな) 生 年 月 日 可番号及び申請中の許可を記入してく 氏 名 住 ださい (豊田市許可についても記入して ください。)。 住民票どおりに記入し (法人である場合) (ふりがな) てください。 登記事項証明書どおり とよたし に記入してください。 豊田市西町3丁目60番地 豊田市株式会社 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合) (個人である場合) (ふりがな) 本 籍 生 年 月 日 住 氏 名 所 該当なし (法人である場合) (ふりがか) 住 所 名 称 該当なし 役員(法定代理人が法人である場合) ・住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください(氏名 (ふりがな) 氏 名 等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記入すること。…西町3-60 のように省略しないこと。番地において、"の"の有無を確認すること。丁目等の数 該当なし 字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)。 ・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入して ください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。 役員(申請者が法人で ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者があ (ふりがな) る場合は、記入してください(ただし、講習会の修了者としては認められません。)。 氏 名 とよた いちろう S20.2.2 豊田市西町3丁目60番地 豊田 一郎 代表取締役 同上 S3 0. 3. 3 名古屋市北区三丁目237番地 おかざき じろう 岡崎 次郎 取締役 岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号) いちのみや さくら S40.4.4 一宮市古金一丁目3番地 執行役 (岡崎支店長) 一宮 さくら 岐阜県岐阜市岐阜町1番地 *S50.5.5* せと はなこ 岐阜県岐阜市岐阜町1番地 瀬戸 花子 瀬戸市東権現町38番地 監査役 はんだ しろう S20.6.6 半田市出口町一丁目45番地4 半田 四朗 相談役 半田市出口町一丁目45番地の4 S30.7.7 韓国 きん ごろう こまき ごろう 金 五郎 (小牧 五郎) 顧問 小牧市堀の内三丁目62番地

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する 出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の 総数	1, 0	000 株	出資の額	1,000,000円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍	
		割合	住	所	
とよた いちろう	とよた いちろう 500株 豊田市西町3			160番地	
豊田 一郎	S20.2.2	50%	同上		
おかざき じろう		200株	名古屋市北区三丁		
岡崎 次郎	S30.3.3	20%	岡崎市康生通西三	三丁目30番地 (岡崎ハイツ 201 号)	
とよたし		200株			
豊田市株式会社		20%	豊田市西町3丁目	160番地	
			他に5%以上	の株主は存在しません。	
E民票や登記事項証 E所を記入してくだ		た名、本籍及び			

(…西町3-60のように省略しないこと)。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
該当なし		豊田支店には支店長等代表者を置	いておりません。

- ・登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店の支店長を記入してください。また、 支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記入例どおりに記入してください。 また、役員が兼務する場合は、第2面に記入してください。
- ・使用人に該当する者は、次に掲げる者です。
 - ①本店又は支店の代表者
 - ②事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者 (登記していない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該 当する旨の証明書を添付してください。)。
- ・使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者で あって、豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者です。
- ・豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持っていても事業場等の代表者でない 方や、事業場等の代表者であっても豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持 たない方は、講習会修了者として認められませんのでご注意ください。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・水質処理施設から排出される汚泥を密閉容器に入れて収集し、中間処分場(脱水)へ運搬する。 混合物 (廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の 新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*※)
- ・県内建設現場から排出される建設系混合廃棄物を収集し、中間処分場(選別)へ運搬する。 蛍光管(金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じ たものを除く。)及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))
 - ・県内事業場から排出される蛍光管を収集し、中間処分場(蛍光管の破砕)へ運搬する。

磨プラスチック類*※

・大規模小売店から排出される発泡スチロール及びペットボトルを中間処分場(溶融、破砕)へ 運搬する。

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶 磁器くず*■、がれき類■

- ・県内の建設現場から収集し、自社積替え保管施設で保管し、最終処分場へ運搬する。
- 2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名 称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥▲	2t/月	泥状	半田㈱「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井㈱(脱水)春日井 市柏井町 7 1 31 番地 9568-00 - 0000
2	混合物 (廃プラ スチック類*※、金 属くず*、紙くず、			()書きで予定運搬先 入してください。	この処分方法を記	
3	ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁 器くず*※)		固形	豊川(株)(建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	<u> 該当なし</u>	津島(大) (選別) 津島市橋町4番5号
4	蛍光管(金属くず*、 ガラスくず・コンク リートくず及び胸磁 器くず*※(以上、 水銀使用製品産業廃 棄物を含む。))	1t/月	固形	新城㈱「他 10 社」 新城市字石名号 20-1	該当なし	(㈱東三(蛍光管の破砕) 豊橋市八町通5丁目4番
5	<i>廃プラスチック類</i> *※	1t/月	固形	半田㈱「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井㈱(溶融・破砕) 春日井市柏井町二丁目 31番地 0568-00 - 0000
6	ガラスくず・コンク リートくず及び 陶磁 器くず * ■	5t/月	固形	豊川(株) (建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	豊田市渡刈町大 明神39番地3 ・産業廃棄物の	(株)西三河 (埋立) <u> </u>

上記で「水銀使用製品を含む」と記載の *は、自動車等破砕物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く ないものは、すべて水銀使用製品を含まない。

10t/月

がれき類■

7

■は、石綿含有産業廃棄物を含む ▲は、水銀含有ばいじん等を除く 取扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること

固形

- 複数ある場合は、代表的な事業場を記入し て、「他○社」と記入してください。
- ・業種指定のある品目については、排出事業 者の業種も記入してください。
- ・混合物を運搬する場合は、「混合物(廃棄 物の種類)」と記入してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品 名 (廃棄物の種類)」と記入してください。

周上

有者と使用者が同じ(使用者の欄が空欄)場合は、「所有 者」を記入してください。 3. 運搬施設の概要 (1)運搬車両一覧 自動車登録番号 最大積載量 所有者又は使用者 車体の形状 備考 又は車両番号 (kg)豊田 100 1 キャブオーバ 4000 ㈱豊田 借・新 あ 11-11 豊田 100 自・新 2 ダンプ 10000 豊田市㈱ 土砂禁車両 *v* 22-22 費田 100 借・新 3 キャブオーバ 2000 豊田一郎 *j* 33-33 車検証の「車体の形状」 を記入してください。 備考欄には、次の3事項を記入してください。 ・「自」又は「借」: 自車又は借用車の別 ・新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、更新許可の場合は、すべ 6 て「既」となる。 →更新申請の際に未登録車がある場合、事前に変更届を提出すること。 7 なお、登録を廃止する場合は、「廃」と記入してください(別途、変更届 が必要です。)。 ・ダンプの土砂等運搬禁止車両については、「土砂禁車両」と記入してくだ さい。なお、土砂等運搬禁止車両では、「鉱さい」、「がれき類」は運搬で きません。 10 事務所の所在地 豊田市西町3丁目60番地 豊田市市渡刈町大明神39番地3 (1、2号車) 複数ある場合は、該当する車 駐車場の所在地 費田市細谷町3丁目1番地1 (3 号車) 両がわかるように記入して ※付近の見取図を添付すること。 ください。 (2) その他の運搬施設の概要 運搬容器を使用しない場合は「該 当なし」と記入してください。 運搬容器等の名称 用 備 1 m³ 1個 コンテナ 石綿含有産業廃棄物 キャブオーバに搭載する際は、過積載し $2m^3$ 2個 ないように注意する。 運搬用 ドラム缶 $200 \, \text{m}^3 \quad 1 \, \text{M}$ 汚泥運搬用 周上 蛍光管ケース 蛍光管運搬用 40本入 1個 **積載する際は破損しないように注意す** 運搬する品目の名称等を 容量ごとに<u>個数も</u>記入してください。 運搬上、制限がある等の特記事項 すべて記入してください。 第1面と整合をとってください。 を記入してください。

原則として車検証の「使用者」を記入することとし、所

(3) 積替え又は保管施設の概要

• 住 所 豊田市渡刈町大明神39番地3

・全体面積 100m²・保管面積 20m²

・種 類 ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

を除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■

なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

・保管上限 10m³・保管高さ 該当なし

*は、自動車等破砕物を除く

■は、石綿含有産業廃棄物を含む

- ・複数ある場合は、すべて記入してください (第1面と整合をとってください。).
- ・積替え保管を行わない場合には「該当なし」 と記入してください。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

- 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)
 - ・車両毎の用途
 - 1 号車 ・汚泥▲:運搬容器のドラム缶に入れ、密閉して運搬する。
 - ・混合物 (廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*※):混合物をシート掛けして運搬する。
 - ・蛍光管(金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。)):専用のケースに入れて運搬する。
 - 2号車・廃プラスチック類*※: 発泡スチロール及びペットボトルをシート掛けして運搬する。
 - 3 号車 ・混合物 (廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず*※、がれき類※):混合物をシート掛けして運搬する。
 - ・ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず*■、がれき類■:運搬コンテナに入れて、シート掛けして運搬する。
 - ・蛍光管(金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。)):専用のケースに入れて運搬する。
 - ・収集運搬作業を行う時間 *9時~17時(休憩 1時間*)
 - ·休業日 *日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日)*
 - *は、自動車等破砕物を除く
 - ※は、石綿含有産業廃棄物を除く
 - ■は、石綿含有産業廃棄物を含む
 - ▲は、水銀含有ばいじん等を除く
 - ・上記で「水銀使用製品を含む」と記載のないものは、 すべて水銀使用製品を含まない。
- ・役員及び使用人の数は、様式第六号第2、3面と整合をとってください。
- ・会社全体の従業員数(従業員にはパート、アルバイト、派遣社員を含みます。)を記入し、規模が大きい会社については、この申請の事業に関係する社員をうち数で()書きしてください(()内の合計欄は、()内の数と役員の数の合計としてください。)。

従業員数の内訳

令和○○年○○月○○日現在

申請者又は	政令第6条の10で	相談役、顧問					
申請者の登	準用する第 4 条の 6	等申請書の登	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
記上の役員	に規定する使用人	記外の役員					
4 人	0 人	2 人	<i>50(2)</i> 人	<i>100 (5)</i> 人	100(5)人	20 人	<i>276 (18)</i> 人

- 5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)
- (1) 運搬に際し講ずる措置
 - ・飛散防止のため荷台にシート掛け
 - ・汚泥はドラム缶により運搬
 - ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別にコンテナで運搬
 - ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)は破損しないよう、専用のケースに入れて運搬
 - ・運搬時の飛散流出対策等について記入してください。
 - ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策(腐敗、腐食、爆発性等)についても記入してください。
- (2) 積替え又は保管施設において講ずる措置
 - ・屋内で積み替え、保管を行う事により、飛散流出を防止する。 また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。
 - ・石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、飛散しないよう保管する。
 - ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、他のものと混合するおそれのないように 他のものと保管場所を分けて保管する。
 - ・施設の飛散流出対策等について記入してください。
 - ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策(腐敗、腐食、爆発性等) についても記入してください。
 - ・積替え保管を行わない場合は、「該当なし」と記入してください。
- (3) その他

ISO14000を取得し、環境負荷の低減を推進する。

環境保全に対し特別な措置を講ずる場合は、記入してください。

運搬車両の写真

	加車登録番号 は車両番号	第2面と整合を取ってください。
前		
面		写項 所の前面(真正面)を撮影すること。 バープレートが確認できること。
写		
真		セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしか ないものは、後部から写真を撮ってください。
側 	注意事	季項
面	・車両	所の側面(真横)を撮影すること。 「等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物
写	ポ	集運搬車」(140 ポイント以上)、「会社名(事業所名)」(90 イント以上)、「許可番号」(90 ポイント以上))が表示さ ていること。
真		車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大し写真も添付すること。
	海伽井)ァル	新規申請の場合は、 "運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、 「豊田市株式会社」及び「許可番号」を車 体の両側面に鮮明に表示します。"と記入し てください。
		、「 <u>産業廃棄物収集運版車」、「豆田巾林でが「許可番号」を車体の両側面に鮮明に</u> 撮影 年 月 日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	\	用途	1			
	▮・用途に	:ついては、 :記入して	ください。 	容器に係る」	品目を	
			撮影	年	月	日

運搬容器等の名称		用途				
V). str	-t					
	事項 器の全体が写るように撮影する。	ること。				
			撮影	年	月	日

	事業の	開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
	内 訳	金 額 (千円)
	f業の開始に要する f 金 の 総 額	5,500 + 3,200/年
	土 地	(賃借) 500/年
	事務所	(賃借) 300/年
	収集運搬車両	(1 台購入) 5, 5 0 0 (2 台賃借) 2, 4 0 0 /年
	積替保管施設	・事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に 「現在営んでいる○○業のものを使用するため新たな資金は必 要ありません。」等と記入してください。 ・現在、他業を営んでいても、次の決算を迎える前に車両の購入 等をしている場合は、その内容を記入してください。
	自己資金	3,200/年
	借入金	5, 500
	(借入先名)	岡崎銀行 5,500(融資証明書、返済方法については別紙のとおり)
調達	その他	事業の開始に必要な施設の購入等に係る借入金がある場合は、 借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付して ください。
+	増資	
方 	頃 - 貝	
法		
備考	内訳欄の事項につい	ては、事業計画に応じ適宜変更すること

	資産に関	する調書(個人用	
次立の括則	中 交		和 〇〇年〇〇月〇〇日現在
資産の種別	内 容 現金	数量	価格、金額(千円) 300
現金預金	普通預金		5, 000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		10,000
建 物	自宅		10,000
備品			
車両		2台	4, 700
その他			=,
<u> </u>			
	資 産	計	30,000
負債の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金			
 短期借入金	・個人で申請する場要です。	合のみ添付してください。法	(人の場合は不
未 払 金	・青色申告している	場合は、直前事業年度の貸借的の登録ののである。	l l
預り金	主借を除く。)に記	記入してください。 場合は、金融機関の残高証明	
前 受 金	確保できることを	証する書類)を添付の上、そ 。なお、添付していただく書	の内容と整合
買掛金	日付現在の残高等		
支払手形		入してください。また、その	- · · · · · · · · · = - ·
その他	規を採用してくた	.CV.	
	負 債	計	

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊 田 市 長 様

- ・いわゆる欠格要件に該当しないことを各役員等に 確認したうえで、誓約してください。
- ・欠格要件に該当する場合は、不許可となります。

申請者

住 所 **豊田市西町3丁目60番地**

氏 名 *豊田市株式会社* 代表取締役 豊田 一郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

保管計画書

		1	T		
産業廃棄物の		保管	保管容積	保管	
在来先来初 <i>沙</i> 種類	保 管 方 法	面積	(保管上限)	高さ	備考
作业为只		(m^2)	(m^3)	(m)	
					1 日当たり
ガラスくず・コ	建屋内				の平均的
ンクリートくず	コンテナ保管	16	8	_	搬出量の
及び陶磁器くず			(9.6 t)	1	4.8日分
(自動車等破砕			/		
物を除く。石綿含		屋。	<u> </u>	記入して	
有産業廃棄物を		1 11	ださい。		
含む。)					
					4 17 V/2 10
がれき類(石綿含	* = ±		7		1 日当たりの 平均的
有産業廃棄物を	建煌 / ソ	4	2	_	搬出量の
含む。)	<i>コンテナ保管</i>	_	(3.4t)		1.7日分
7 - 0,					
以上、水銀使用製	・保管方法:屋内・	外の別、容器	骨の使用(又	は野積み)	を明 ┃ ┃
品産業廃棄物を	■ 配してくたさい。		· 507 65) -	+□ ++□ → □□=	
除く。	・保管面積、保管容 ください。必要に				
774. (0	備考欄:1日当た			_	
	てください。	. 9 V2 T-2011/1	хш 🖭 🗸 🔾 .		
	・屋外保管の場合、	その品目を選	重搬できる車	両の最大和	書載量 ┃ ┃
	の合計 (1往復/台				
	▶・屋内保管の場合も	それに準じて	算出してく	ださい。	
	┃ ▮ ※ 保管施設の構造、				
	┃ により規制がかかり	ますので、事	手前にご相談	そください 。	
A =1					
合計					
2		20	10		6.5日分
品目					Ţ,
所在地		管理責任者	É	合計が7日を	と超えないこと。
<i>豊田市</i> 渡	性刈町大明神39番地3		一宮 さくら		
	保管面積	(合計)	保管		+)
	100 m ²	20 m		10	m^3
		111			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。